

平成28年10月6日

三重大学教職員組合

中央執行委員長 小田 敦子 殿

三 重 大 学 長

駒 田 美 弘

「公印省略」

「国立大学法人三重大学クロスアポイントメント制度に関する規程」に関する
再お問い合わせについて（回答）

2016年8月22日付けで依頼のありました標記のことについて、別添のとおり回答
いたします。

「三重大学クロスアポイントメント制度に関する規程」に関する再お問い合わせに対する回答

1. 回答4でクロスアポイントメント制度が適用される教員は、「当然本学の職員であり、他機関の職員についても本学の大学教員として雇用されることから、就業規則や倫理規定を始め、本学の規定が適用されます」との回答をいただきましたが、当然のこととしておくのではなく、きちんと規定の中で明記すべきと考えます。回答4の内容を第3条に反映できませんでしょうか。

クロスアポイントメント制度を適用する相手方機関の職員も本学の大学教員として雇用しますので、本学職員就業規則が適用されます。また、同規則において、第38条（誠実義務）、第40条（遵守事項）、第41条（職員の倫理）等が規定されています。

2. 同じく、クロスアポイントメント制度の相手方機関についても、回答5で「国立大学法人、非公務員型の独立行政法人、私立大学、公立大学法人、民間企業、海外大学等」を想定している旨ご回答いただきました。これも上記1同様、規定中に明記していただきたいと考えています。クロスアポイントメント制度導入の目的を明確化し、拡大解釈によるルールの悪用を防止するためです。

クロスアポイントメント制度は、本学における教育、研究、産学連携活動等の推進を目的としています。制度の適用においては教授会や役員会の議を経て適用の可否を決定することとなっており、また、制度を適用する際には、相手方機関と締結する協定の内容について、制度を適用しようとする教員の同意を得ることとなっているため、制度が悪用されるような事態は生じないと考えます。

3. 回答5で「公務員型の研究機関については兼業が禁止されているため、対象とはなりません。」ということですが、クロスアポイントメント制度は兼業なのでしょうか。クロスアポイントメント制度と兼業との違いについてお答えください。

クロスアポイントメント制度は、広義では、異なる機関で業務に従事する点で兼業の一形態ですが、クロスアポイントメント制度が、それぞれの機関で常勤職員としての身分を有し、それぞれの機関の責任の下、必要な従事比率で業務を行う制度であるのに対し、兼業は、本学兼業規程で規定されている許可基準を満たし、学長の許可を得た場合に限り、本務の遂行に支障の無い範囲においてのみ認められる制度であり、相手方機関の常勤職員の身分を想定していない点が大きく異なります。